参考様式第5－1号

洲　農　第　３　５　９　号
令　和　8　年　10　月　8　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長　吉平　敏孝

市町村名 （市町村コード）	洲本市 （28205）
地域名 （地域内農業集落名）	大野上 （大野上）
協議の結果を取りまとめた年月日	（第5回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地域においては、一部の農家が、水稲と露地野菜の複合経営を行っている。多くの農地は、基盤整備が行われていないこともあり耕作していない農地が出てきている。放棄田の発生を食い止めるために家族が維持管理している状況である。
大規模経営体は不在で、認定農業者もほとんどいない。未整備農地が多く、効率的な農業ができないため、外部からの就農者も少ないのが現状である。
このため、今後、未整備田において耕作放棄田が増加していくことが懸念されている。

農業者84人（うち、50歳未満3人）、他地区からの入作者36人

（2）　地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稲と露地野菜が経営の中心であり、10年後を見据えると担い手の数名が法人化に取り組み、労働者を雇用して農業経営を行う必要がある。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	47.6　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.3　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

大野上地区

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化となっており、規模拡大志向の農家も少ない中、経営を受け継ぐ若い担い手が現れた時は、その者に対して農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は農地中間管理機構を活用することとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内では、基盤整備ができておらず、高齢化も進んでおり負担金ゼロの基盤整備ができるのであれば、取り組むことも考えていきたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
他地域から計画的に就農希望者を、確保できる体制を構築していき、新たな担い手の確保に務める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
土地利用型の担い手が増えてくれば、地域内の農作業を委託していきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域内に鳥獣害被害対策への注意喚起を行う。必要に応じて防護柵等の対策を行う。
②⑨畜産農家との耕畜連携を継続し、持続可能で効率的な営農を図る。
⑦多面的機能等により、ため池、水路、農業用施設等の管理を行い、保全していく。